

京都市行政不服審査会条例施行規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第80号

京都市行政不服審査会条例施行規則

(庶務)

第1条 京都市第1行政不服審査会及び京都市第2行政不服審査会（以下「審査会」と総称する。）の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、各審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局総務部法制課)